

研究活動における不正行為の防止及び研究倫理教育に関する規程

第1章 総則

(目的)

第1条 この規程は、「研究活動における不正行為への対応等に関するガイドライン」（平成26年8月26日文科科学大臣決定。以下「ガイドライン」という。）を踏まえ、一般財団法人近畿高エネルギー加工技術研究所（以下「本財団」という。）における研究活動の公正性を確保するため、研究倫理教育の実施、研究データの保存及び開示、並びに研究活動における不正行為の防止、告発の受付、調査及び認定後の措置に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(定義)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 研究者 本財団において研究活動に従事する役員及び職員（常勤・非常勤の別を問わない。）並びに本財団を本務としないが本財団の研究活動に参画する者をいう。
- (2) 研究支援人材 研究費の管理、研究データの管理その他研究活動を支援する業務に従事する事務職員等をいう。
- (3) 研究データ 研究活動の過程で得られた実験ノート、測定・観測の生データ、試料、標本その他の研究成果の根拠となる資料及び記録（電磁的記録を含む。）をいう。
- (4) 不正行為 研究活動における特定不正行為及び特定不正行為以外の不正行為をいう。
- (5) 特定不正行為 研究活動において、故意又は研究者としてわきまえるべき基本的な注意義務を著しく怠ったことにより行われる、次のアからウまでに掲げる行為をいう。
 - ア 捏造 存在しないデータ、研究結果等を作成すること。
 - イ 改ざん 研究資料・機器・過程を変更する操作を行い、データ、研究活動によって得られた結果等を真正でないものに加工すること。
 - ウ 盗用 他の研究者のアイデア、分析・解析方法、データ、研究結果、論文又は用語を、当該研究者の了解又は適切な表示なく流用すること。
- (6) 特定不正行為以外の不正行為 前号に該当しないが、研究者倫理に反し、研究活動の公正性を損なう行為であって、二重投稿、不適切なオーサiership、査読における不正行為その他これらに類する行為をいう。

(適用範囲)

第3条 この規程は、本財団における全ての研究者及び研究支援人材に適用する。

第2章 管理責任体制

（最高管理責任者）

第4条 本財団に、研究活動の公正性の確保に関し最終的な責任を負う最高管理責任者を置き、理事長をもって充てる。

2 最高管理責任者は、研究倫理の確立及び不正行為の防止に関する基本方針を定め、これを役職員に周知する。

（統括管理責任者）

第5条 本財団に、最高管理責任者を補佐し、研究活動の公正性の確保に関する実務を統括する統括管理責任者を置き、専務理事をもって充てる。

2 統括管理責任者は、研究倫理教育の企画及び実施、研究データの管理並びに不正行為への対応に関する事務を統括する。

（研究倫理教育責任者）

第6条 本財団に、研究倫理教育を実施する責任者として研究倫理教育責任者を置き、総務部の長をもって充てる。

2 研究倫理教育責任者は、本財団に所属する研究者及び研究支援人材に対し、研究倫理教育を計画的に実施し、その受講状況を管理する。

（研究公正委員会）

第7条 研究倫理教育の企画・改善等の審議及び研究活動の公正性の確保に関する事項を審議するため、常設の機関として研究公正委員会（以下「委員会」という。）を置く。

2 委員会は、統括管理責任者を委員長とし、研究倫理教育責任者、研究データ管理責任者、その他最高管理責任者が別に定める者をもって委員を構成する。

3 委員会は、研究倫理教育の方針及び教材、受講状況の確認方法、研究データの管理方法その他研究活動の公正に関する事項を審議し、必要な改善を行う。

（研究データ管理責任者）

第8条 研究データの保存及び開示を担当する責任者として、研究データ管理責任者を置き、研究開発部の長をもって充てる。

第3章 研究倫理教育

（研究倫理教育の実施）

第9条 研究倫理教育責任者は、研究活動における不正行為を防止するため、研究者及び研究支援人材に対し、研究倫理教育を実施する。

2 研究倫理教育は、本財団が作成または入手する教材（「研究活動での不正防止教育」研

修資料等）の通読、映像教材の視聴、講習会の受講又はeラーニングの受講等により行う。

（受講の義務）

第10条 本財団に所属する全ての研究者（本財団を本務とする者）は、研究倫理教育を受講しなければならない。

2 本財団の研究活動に参画する研究者であって本財団を本務としない者は、本財団における研究倫理教育を受講し、又は本務機関における受講状況を本財団に報告しなければならない。

3 全ての研究支援人材は、その業務に応じた研究倫理教育を受講しなければならない。

（定期的な実施）

第11条 研究倫理教育責任者は、前条に定める者に対し、1年に1回以上、定期的に研究倫理教育を実施する。

2 新たに採用された研究者及び研究支援人材に対しては、採用後速やかに研究倫理教育を実施しなければならない。

（受講状況の確認及び記録）

第12条 研究倫理教育責任者は、研究倫理教育の受講状況を確認し、受講記録を作成して5年間保存する。

2 統括管理責任者は、受講率その他受講状況を取りまとめ、委員会に報告する。未受講者がある場合は、研究倫理教育責任者を通じて受講を督促する。

第4章 研究データの保存及び開示

（保存の義務）

第13条 研究者は、研究データを、検証が可能な形で適切に記録し、保存しなければならない。

2 研究データの保存期間は、原則として当該研究に係る論文等の発表後10年間とする。ただし、試料・標本等の有体物については、原則として当該研究に係る論文等の発表後5年間とする。

（開示の義務）

第14条 研究者は、研究の公正性に関する疑義が生じた場合その他必要に応じ、保存する研究データを開示しなければならない。

（管理及び確認）

第15条 研究データは、ファイルサーバ等において全機関的に管理し、定期的にバックアップを行う。

- 2 研究データ管理責任者は、研究データがこの規程に基づき適切に保存されているかを確認する。

第5章 相談及び告発の受付

（相談・告発窓口）

第16条 本財団は、研究活動における不正行為に関する相談及び告発を受け付ける窓口（以下「窓口」という。）を総務部に設置する。窓口の名称、場所、連絡先及び受付の方法は、別に定める。

- 2 窓口は、相談及び告発を、書面、電子メール、電話又は面談により受け付ける。
- 3 本財団は、窓口の名称、場所、連絡先及び受付の方法を、本財団のウェブサイトへの掲載その他の方法により、内外に広く周知する。

（告発の方法及び受付の基準）

第17条 告発は、原則として顕名により、不正行為を行ったとする研究者・グループ、不正行為の態様その他事案の内容を明示し、かつ、不正とする科学的に合理的な理由を示して行うものとする。

- 2 前項の要件を満たす告発があったときは、窓口はこれを受け付ける。

（秘密の保持）

第18条 相談、告発及び調査に関与する者は、調査結果の公表まで、相談者、告発者及び被告発者の意に反して、その氏名又は調査内容を調査関係者以外に漏えいしてはならない。

（不利益取扱いの禁止）

第19条 本財団は、告発をしたこと又は告発をされたことを理由として、告発者及び被告発者に対し、解雇、降格、減給その他いかなる不利益な取扱いもしてはならない。

- 2 前項の規定にかかわらず、悪意に基づく告発であったことが判明した場合は、この限りでない。本財団は、告発者の氏名の公表、懲戒処分その他必要な措置を講ずることができる。

第6章 調査

（調査の責任者）

第20条 相談及び告発の受付から調査に至るまでの一連の手続を統括する責任者（以下「調査責任者」という。）は、最高管理責任者が指名する理事をもって充てる。

- 2 調査責任者は、予備調査及び本調査の実施を決定し、第23条に規定する調査委員会を指揮監督するとともに、不正行為の認定その他この章に定める手続に関する責任を負う。

(予備調査)

第21条 調査責任者は、告発を受け付けたときは、予備調査を行い、告発内容の合理性及び調査の可能性について検討する。

2 調査責任者は、告発の受付後30日以内に、本調査を行うか否かを決定する。

(本調査の決定及び報告)

第22条 調査責任者は、本調査を行うことを決定したときは、最高管理責任者及び委託者、その他調査責任者が必要と認めた者に対し報告する。

(調査委員会の設置)

第23条 本調査を行うことを決定したときは、調査責任者は、その決定後30日以内に本調査を開始する。

2 本調査は、調査委員会を設置して行う。調査委員会は、本財団に属さない外部有識者を半数以上含む委員をもって構成する。

3 調査委員会の全ての委員は、告発者及び被告発者と直接の利害関係を有しない者でなければならない。

4 本財団は、調査委員会の委員の氏名及び所属を告発者及び被告発者に通知する。告発者及び被告発者は、通知を受けた日から7日以内に、委員について異議を申し立てることができる。

(本調査及び認定)

第24条 調査委員会は、資料の精査、関係者からのヒアリング等により本調査を行う。本調査においては、被告発者に対し弁明の機会を与えなければならない。

2 調査委員会は、本調査の開始後150日以内に、調査によって得られた物的・科学的証拠、証言、被告発者の自認等の諸証拠を総合的に判断して、不正行為の有無、関与した者及びその関与の程度並びに不正行為と認定する研究に係る研究費等を認定する。

3 被告発者が、自らの研究が科学的に適正な方法及び手続にのっとって行われたことを合理的に説明できないとき、又は本来存在すべき研究データその他の基本的な要素を提示できないときは、不正行為と認定されることがある。

(調査結果の報告)

第25条 調査責任者は、本調査の結果を、最高管理責任者及び委託者、その他調査責任者が必要と認めた者に対し報告する。

第7章 不服申立て及び再調査

(不服申立て)

第26条 不正行為を行ったと認定された被告発者は、認定の通知を受けた日から30日以

内に、本財団に対し不服申立てをすることができる。

(再調査)

第27条 不服申立ての審査及び再調査は、第23条に定める調査委員会が行う。ただし、不服申立ての趣旨が新たに専門性を要する判断が必要となる場合は、調査責任者は、調査委員会の委員の交代若しくは追加、又は調査委員会に代えて他の者に審査をさせることができる。

2 再調査を行う場合は、その開始後150日以内に不正行為かどうかの認定を行う。

(不服申立て等の報告)

第28条 調査責任者は、次に掲げる場合には、最高管理責任者及び委託者、その他調査責任者が必要と認めた者に対し報告する。

- (1) 不正行為の認定に係る不服申立てがあったとき。
- (2) 不服申立ての却下又は再調査の開始を決定したとき。
- (3) 再調査の結果を認定したとき。

第8章 認定後の措置及び公表

(措置)

第29条 最高管理責任者は、不正行為が認定されたときは、研究費の返還、就業規則に基づく懲戒処分その他必要な措置を講ずる。

(調査結果の公表)

第30条 本財団は、不正行為が認定されたときは、調査結果を公表する。

- 2 公表する内容は、不正行為に関与した者の氏名・所属、不正行為の内容、本財団が行った措置の内容、調査委員会の構成及び調査の方法・手順等とする。ただし、合理的な理由があるときは、その一部を公表しないことができる。

第9章 雑則

(規程の周知及び他の規程との関係)

第31条 この規程は、本財団のウェブサイトへの掲載その他の方法により公表する。

- 2 研究活動の公正性の確保に関し、この規程に定めのない事項については、コンプライアンス規程その他関係規程の定めるところによる。

(改廃)

第32条 この規程の改廃は、理事会の決議を経て行う。

(細則等)

第 3 3 条 最高管理責任者は必要に応じ、この規程に関する細則等を定めることができる。

附 則

この規程は、令和 8 年 7 月 13 日から施行する。